

## 別 紙

### 第1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

### 一 目 次

改	正	後	改	正	前
<b>第1章 総 則</b>			<b>第1章 総 則</b>		
第1節 納稅地及び納稅義務			第1節 納稅地及び納稅義務		
第2節 事業年度			第2節 事業年度		
第3節 同族会社			第3節 同族会社		
第3節の2 支配関係及び完全支配関係			第3節の2 支配関係及び完全支配関係		
第4節 組織再編成			第4節 組織再編成		
第5節 資本金等の額及び資本等取引			第5節 資本金等の額及び資本等取引		
第6節 利益積立金額			第6節 利益積立金額		
第7節 仮決算における経理			第7節 仮決算における経理		
第8節 その他			第8節 その他		
<b>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</b>			<b>第2章 収益並びに費用及び損失の計算</b>		
第1節 収益等の計上に関する通則			第1節 収益等の計上に関する通則		
第1款 棚卸資産の販売による収益			第1款 棚卸資産の販売による収益		
第2款 請負による収益			第2款 請負による収益		
第3款 固定資産の譲渡等による収益			第3款 固定資産の譲渡等による収益		
第4款 短期売買商品の譲渡による損益			第4款 短期売買商品の譲渡による損益		
第5款 有価証券の譲渡による損益			第5款 有価証券の譲渡による損益		
第6款 利子、配当、使用料等に係る収益			第6款 利子、配当、使用料等に係る収益		
第7款 その他の収益等			第7款 その他の収益等		

改	正	後	改	正	前
第2節 費用及び損失の計算に関する通則			第2節 費用及び損失の計算に関する通則		
第1款 売上原価等			第1款 売上原価等		
第2款 販売費及び一般管理費等			第2款 販売費及び一般管理費等		
第3款 損失			第3款 損失		
第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等			第3節 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等		
第1款 有価証券の譲渡損益等			第1款 有価証券の譲渡損益等		
第2款 有価証券の取得価額			第2款 有価証券の取得価額		
第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法			第3款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法		
第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等			第4款 有価証券の一単位当たりの帳簿価額の算出方法の特例等		
第5款 有価証券の時価評価損益			第5款 有価証券の時価評価損益		
第6款 デリバティブ取引に係る損益等			第6款 デリバティブ取引に係る損益等		
第7款 ヘッジ処理による損益			第7款 ヘッジ処理による損益		
第8款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法			第8款 短期売買商品の一単位当たりの帳簿価額の算出方法		
第9款 短期売買商品の時価評価損益			第9款 短期売買商品の時価評価損益		
第4節 収益及び費用の帰属時期の特例			第4節 収益及び費用の帰属時期の特例		
第1款 長期割賦販売等			第1款 長期割賦販売等		
第2款 工事の請負			第2款 工事の請負		
第5節 割戻し			第5節 割戻し		
第1款 売上割戻し			第1款 売上割戻し		
第2款 仕入割戻し			第2款 仕入割戻し		
第6節 その他			第6節 その他		
第3章 受取配当等			第3章 受取配当等		
第1節 受取配当等の金額			第1節 受取配当等の金額		
第2節 負債の利子の計算			第2節 負債の利子の計算		
第1款 支払利子			第1款 支払利子		

改	正	後	改	正	前
			第2款 控除する負債の利子の計算	第2款 控除する負債の利子の計算	
		第3節 外国子会社から受ける配当等	第3節 外国子会社から受ける配当等		
			<b>第4章 その他の益金等</b>	<b>第4章 その他の益金等</b>	
		第1節 資産の評価益	第1節 資産の評価益		
		第1款 通則	第1款 通則		
		第2款 有価証券の評価益	第2款 有価証券の評価益		
		第3款 固定資産の評価益	第3款 固定資産の評価益		
		第4款 その他	第4款 その他		
		第2節 受贈益	第2節 受贈益		
		第1款 広告宣伝用資産等の受贈益	第1款 広告宣伝用資産等の受贈益		
		第2款 未払給与の免除益	第2款 未払給与の免除益		
		第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益	第3款 完全支配関係がある法人間の受贈益		
			<b>第5章 棚卸資産の評価</b>	<b>第5章 棚卸資産の評価</b>	
		第1節 棚卸資産の取得価額	第1節 棚卸資産の取得価額		
		第1款 購入した棚卸資産	第1款 購入した棚卸資産		
		第2款 製造等に係る棚卸資産	第2款 製造等に係る棚卸資産		
		第2節 棚卸資産の評価の方法	第2節 棚卸資産の評価の方法		
		第1款 原価法	第1款 原価法		
		第2款 低価法	第2款 低価法		
		第3款 評価の方法の選定及び変更	第3款 評価の方法の選定及び変更		
		第3節 原価差額の調整	第3節 原価差額の調整		
		第4節 棚卸しの手続	第4節 棚卸しの手続		
			<b>第6章 削除</b>	<b>第6章 削除</b>	

改	正	後	改	正	前	
<p><b>第7章 減価償却資産の償却等</b></p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>    第1款 減価償却資産</p> <p>    第2款 少額の減価償却資産等</p> <p>第2節 減価償却の方法</p> <p>第3節 固定資産の取得価額等</p> <p>    第1款 固定資産の取得価額</p> <p>    第2款 耐用年数の短縮</p> <p>第4節 償却限度額等</p> <p>    第1款 通則</p> <p>    第2款 儻却方法を変更した場合の償却限度額</p> <p>    第3款 増加償却</p> <p>    第4款 儻却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>第5節 儻却費の損金経理</p> <p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p> <p>    第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p> <p>    第2款 取替資産についての償却</p> <p>    第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p> <p>    第4款 生物の償却</p> <p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>    第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>    第2款 賃借人の処理</p> <p>    第3款 賃貸人の処理</p> <p>    第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p>			<p><b>第7章 減価償却資産の償却等</b></p> <p>第1節 減価償却資産の範囲</p> <p>    第1款 減価償却資産</p> <p>    第2款 少額の減価償却資産等</p> <p>第2節 減価償却の方法</p> <p>第3節 固定資産の取得価額等</p> <p>    第1款 固定資産の取得価額</p> <p>    第2款 耐用年数の短縮</p> <p>第4節 儻却限度額等</p> <p>    第1款 通則</p> <p>    第2款 儻却方法を変更した場合の償却限度額</p> <p>    第3款 増加償却</p> <p>    第4款 儻却累積額による償却限度額の特例の適用を受ける資産</p> <p>第5節 儻却費の損金経理</p> <p>第6節 特殊な資産についての償却計算</p> <p>    第1款 鉱業用減価償却資産の償却</p> <p>    第2款 取替資産についての償却</p> <p>    第3款 特別な償却率を適用する資産の償却</p> <p>    第4款 生物の償却</p> <p>第6節の2 リース資産の償却等</p> <p>    第1款 所有権移転外リース取引に該当しないリース取引の意義</p> <p>    第2款 賃借人の処理</p> <p>    第3款 賃貸人の処理</p> <p>    第4款 その他</p> <p>第7節 除却損失等</p>			

改	正	後	改	正	前
第1款 除却損失等の損金算入			第1款 除却損失等の損金算入		
第2款 総合償却資産の除却価額等			第2款 総合償却資産の除却価額等		
第3款 個別償却資産の除却価額等			第3款 個別償却資産の除却価額等		
第8節 資本的支出と修繕費			第8節 資本的支出と修繕費		
第9節 劣化資産			第9節 劣化資産		
<b>第8章 繰延資産の償却</b>			<b>第8章 繰延資産の償却</b>		
第1節 繰延資産の意義及び範囲等			第1節 繰延資産の意義及び範囲等		
第2節 繰延資産の償却期間			第2節 繰延資産の償却期間		
第3節 償却費の計算			第3節 償却費の計算		
<b>第9章 その他の損金</b>			<b>第9章 その他の損金</b>		
第1節 資産の評価損			第1節 資産の評価損		
第1款 通則			第1款 通則		
第2款 棚卸資産の評価損			第2款 棚卸資産の評価損		
第3款 有価証券の評価損			第3款 有価証券の評価損		
第4款 固定資産の評価損			第4款 固定資産の評価損		
第2節 役員給与等			第2節 役員給与等		
第1款 役員等の範囲			第1款 役員等の範囲		
第2款 経済的な利益の供与			第2款 経済的な利益の供与		
第3款 定期同額給与			第3款 定期同額給与		
第4款 事前確定届出給与			第4款 事前確定届出給与		
第5款 損金の額に算入される利益連動給与			第5款 損金の額に算入される利益連動給与		
第6款 過大な役員給与の額			第6款 過大な役員給与の額		
第7款 退職給与			第7款 退職給与		
第8款 使用人給与			第8款 使用人給与		

改	正	後	改	正	前
<p>第9款 転籍、出向者に対する給与等</p> <p>第10款 新株予約権を対価とする費用等</p> <p>第3節 保険料等</p> <p>第4節 寄附金</p> <p>第1款 寄附金の範囲等</p> <p>第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金</p> <p>第3款 国等に対する寄附金</p> <p>第4款 被災者に対する義援金等</p> <p>第5款 その他</p> <p>第5節 租税公課等</p> <p>第1款 租税</p> <p>第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等</p> <p>第3款 第二次納税義務による納付税額</p> <p>第4款 賦課金、納付金等</p> <p>第5款 罰科金</p> <p>第6節 貸倒損失</p> <p>第1款 金銭債権の貸倒れ</p> <p>第2款 返品債権特別勘定</p> <p>第6節の2 負担金</p> <p>第7節 その他の経費</p> <p>第1款 商品等の販売に要する景品等の費用</p> <p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p>			<p>第9款 転籍、出向者に対する給与等</p> <p>第10款 新株予約権を対価とする費用等</p> <p><u>第11款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡</u></p> <p>第3節 保険料等</p> <p>第4節 寄附金</p> <p>第1款 寄附金の範囲等</p> <p>第2款 完全支配関係がある法人間の寄附金</p> <p>第3款 国等に対する寄附金</p> <p>第4款 被災者に対する義援金等</p> <p>第5款 その他</p> <p>第5節 租税公課等</p> <p>第1款 租税</p> <p>第2款 外国子会社から受ける配当等に係る外国源泉税等</p> <p>第3款 第二次納税義務による納付税額</p> <p>第4款 賦課金、納付金等</p> <p>第5款 罰科金</p> <p>第6節 貸倒損失</p> <p>第1款 金銭債権の貸倒れ</p> <p>第2款 返品債権特別勘定</p> <p>第6節の2 負担金</p> <p>第7節 その他の経費</p> <p>第1款 商品等の販売に要する景品等の費用</p> <p>第2款 海外渡航費</p> <p>第3款 会費及び入会金等の費用</p> <p>第4款 その他</p>		

改	正	後	改	正	前
<b>第10章 圧縮記帳</b>			<b>第10章 圧縮記帳</b>		
第1節 圧縮記帳の通則			第1節 圧縮記帳の通則		
第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳			第2節 国庫補助金等で取得した資産の圧縮記帳		
第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳			第3節 工事負担金で取得した資産の圧縮記帳		
第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳			第4節 非出資組合が賦課金で取得した資産の圧縮記帳		
第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳			第5節 保険金等で取得した資産等の圧縮記帳		
第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳			第6節 交換により取得した資産の圧縮記帳		
<b>第11章 引当金</b>			<b>第11章 引当金</b>		
第1節 通則			第1節 通則		
第2節 貸倒引当金			第2節 貸倒引当金		
第1款 通則			第1款 通則		
第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金			第2款 個別評価金銭債権に係る貸倒引当金		
第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金			第3款 一括評価金銭債権に係る貸倒引当金		
第3節 返品調整引当金			第3節 返品調整引当金		
<b>第12章 緑越欠損金</b>			<b>第12章 緑越欠損金</b>		
第1節 青色申告事業年度の欠損金			第1節 青色申告事業年度の欠損金		
第2節 災害損失金			第2節 災害損失金		
第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金			第3節 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金		
<b>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</b>			<b>第12章の2 組織再編成に係る所得の金額の計算</b>		
第1節 通則			第1節 通則		
第2節 特定資産に係る譲渡等損失額			第2節 特定資産に係る譲渡等損失額		
第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益			第3節 非適格株式交換等に係る株式交換完全子法人等の時価評価損益		

改 正	後	改 正	前
第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算		第12章の3 連結納税の開始等に伴う所得の金額の計算	
第1節 時価評価法人		第1節 時価評価法人	
第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益		第2節 連結納税の開始等に伴う資産の時価評価損益	
第3節 連結納税の開始等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理		第3節 連結納税の開始等に伴う譲渡損益調整額等に係る収益及び費用の処理	
第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益		第12章の4 完全支配関係がある法人の間の取引の損益	
第1節 通則		第1節 通則	
第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整		第2節 譲渡損益調整資産に係る譲渡損益額の調整	
第3節 譲渡損益調整額の戻入れ		第3節 譲渡損益調整額の戻入れ	
第12章の5 リース取引		第12章の5 リース取引	
第1節 リース取引の意義		第1節 リース取引の意義	
第2節 金銭の貸借とされるリース取引		第2節 金銭の貸借とされるリース取引	
第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定		第1款 金銭の貸借とされるリース取引の判定	
第2款 譲渡人の処理		第2款 譲渡人の処理	
第3款 譲受人の処理		第3款 譲受人の処理	
第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等		第12章の6 法人課税信託に係る所得の金額の計算等	
第1節 通則		第1節 通則	
第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算		第2節 法人課税信託に係る所得の金額の計算	
第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算		第13章 借地権の設定等に伴う所得の計算	
第13章の2 外貨建取引の換算等		第13章の2 外貨建取引の換算等	
第1節 外貨建取引に係る会計処理等		第1節 外貨建取引に係る会計処理等	
第2節 外貨建資産等の換算等		第2節 外貨建資産等の換算等	

改	正	後	改	正	前
<p><b>第14章 特殊な損益の計算</b></p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p>第1款 組合事業による損益</p> <p>第2款 従業員団体の損益</p> <p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第1款 事業分量配当等</p> <p>第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 受益者等課税信託による損益</p>			<p><b>第14章 特殊な損益の計算</b></p> <p>第1節 特殊な団体の損益</p> <p>第1款 組合事業による損益</p> <p>第2款 従業員団体の損益</p> <p>第2節 協同組合等の事業分量配当等及び特別の賦課金</p> <p>第1款 事業分量配当等</p> <p>第2款 特別の賦課金</p> <p>第3節 会社更生法又は更生特例法の適用に伴う損益</p> <p>第1款 更生会社等の損益等</p> <p>第2款 債権者等の損益</p> <p>第4節 受益者等課税信託による損益</p>		
<p><b>第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税</b></p> <p>第1節 収益事業の範囲</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 物品販売業</p> <p>第3款 不動産販売業</p> <p>第4款 金銭貸付業</p> <p>第5款 物品貸付業</p> <p>第6款 不動産貸付業</p> <p>第7款 製造業</p> <p>第8款 通信業</p> <p>第9款 運送業</p> <p>第10款 倉庫業</p> <p>第11款 請負業</p>			<p><b>第15章 公益法人等及び人格のない社団等の収益事業課税</b></p> <p>第1節 収益事業の範囲</p> <p>第1款 共通事項</p> <p>第2款 物品販売業</p> <p>第3款 不動産販売業</p> <p>第4款 金銭貸付業</p> <p>第5款 物品貸付業</p> <p>第6款 不動産貸付業</p> <p>第7款 製造業</p> <p>第8款 通信業</p> <p>第9款 運送業</p> <p>第10款 倉庫業</p> <p>第11款 請負業</p>		

改	正	後	改	正	前
第12款 印刷業			第12款 印刷業		
第13款 出版業			第13款 出版業		
第14款 写真業			第14款 写真業		
第15款 席貸業			第15款 席貸業		
第16款 旅館業			第16款 旅館業		
第17款 飲食店業			第17款 飲食店業		
第18款 周旋業			第18款 周旋業		
第19款 代理業			第19款 代理業		
第20款 仲立業			第20款 仲立業		
第21款 間屋業			第21款 間屋業		
第22款 鉱業及び土石採取業			第22款 鉱業及び土石採取業		
第23款 浴場業			第23款 浴場業		
第24款 理容業			第24款 理容業		
第25款 美容業			第25款 美容業		
第26款 興行業			第26款 興行業		
第27款 遊技所業			第27款 遊技所業		
第28款 遊覧所業			第28款 遊覧所業		
第29款 医療保健業			第29款 医療保健業		
第30款 技芸教授業			第30款 技芸教授業		
第31款 駐車場業			第31款 駐車場業		
第32款 信用保証業			第32款 信用保証業		
第33款 労働者派遣業			第33款 労働者派遣業		
第34款 その他			第34款 その他		
第2節 収益事業に係る所得の計算等			第2節 収益事業に係る所得の計算等		
第16章 税額の計算			第16章 税額の計算		

改	正	後	改	正	前
			第1節 特定同族会社の特別税率	第1節 特定同族会社の特別税率	
		第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲	第1款 特別税率の適用を受ける特定同族会社の範囲		
		第2款 留保金額の計算	第2款 留保金額の計算		
	第2節 所得税額の控除		第2節 所得税額の控除		
	第3節 外国税額の控除		第3節 外国税額の控除		
	第1款 通則		第1款 通則		
	第2款 外国法人税の控除		第2款 外国法人税の控除		
	第3款 その他		第3款 その他		
	第4節 所得金額の端数計算		第4節 所得金額の端数計算		
	第5節 中小企業者等の軽減税率		第5節 中小企業者等の軽減税率		
第17章 申告、納付及び還付			第17章 申告、納付及び還付		
第1節 申告及び納付			第1節 申告及び納付		
第2節 還付			第2節 還付		
第18章 退職年金等積立金額の計算			第18章 退職年金等積立金額の計算		
第19章 削除			第19章 削除		
第20章 外国法人の納稅義務			第20章 外国法人の納稅義務		
第1節 国内源泉所得			第1節 国内源泉所得		
第1款 国内において行う事業の所得			第1款 国内において行う事業の所得		
第2款 国内にある資産の所得			第2款 国内にある資産の所得		
第3款 人的役務提供事業の所得			第3款 人的役務提供事業の所得		
第4款 不動産等の貸付けによる所得			第4款 不動産等の貸付けによる所得		
第5款 債券の利子等			第5款 債券の利子等		

改	正	後	改	正	前
第6款 貸付金利子の所得			第6款 貸付金利子の所得		
第7款 使用料等の所得			第7款 使用料等の所得		
第8款 その他			第8款 その他		
第2節 課税標準			第2節 課税標準		
第1款 国内に支店等を有する外国法人			第1款 国内に支店等を有する外国法人		
第2款 国内において長期建設作業等を行う外国法人			第2款 国内において長期建設作業等を行う外国法人		
第3款 国内に代理人等を置く外国法人			第3款 国内に代理人等を置く外国法人		
第4款 国内に恒久的施設を有しない外国法人			第4款 国内に恒久的施設を有しない外国法人		
第5款 その他			第5款 その他		
第3節 国内源泉所得に係る所得の金額の計算			第3節 国内源泉所得に係る所得の金額の計算		
第1款 通則			第1款 通則		
第2款 損金の額の計算			第2款 損金の額の計算		
第3款 その他			第3款 その他		
第4節 税額の計算等			第4節 税額の計算等		
附 則			附 則		
別 表			別 表		

## 二 有価証券等の譲渡損益、時価評価損益等

改	正	後	改	正	前
(繰延ヘッジ処理を適用している場合等における負債の利子の額の計算)			(繰延ヘッジ処理等を適用している場合における負債利子の額の計算)		
2-3-60 .....繰延ヘッジ処理 <u>を適用している場合</u> 又は..... .....規定する負債の利子 <u>の額</u> .....共通費用 <u>の額</u> に含まれる負債の利			2-3-60 .....繰延ヘッジ処理又は.....規定する負債の 利子.....共通費用に含まれる負債の利子の計算は、当該繰延ヘッジ		

改	正	後	改	正	前
子の額の計算は、当該繰延ヘッジ処理を適用している場合のヘッジ処理..... .....			処理による繰延ヘッジ金額.....		

### 三 役員給与等

改	正	後	改	正	前
(退職年金の損金算入の時期) 9-2-29 .....		.....場合においても、当該未払金等.....	(退職年金の損金算入の時期) 9-2-29 .....		.....場合においても、 <u>退職の際に退職給与引当金勘定の金額を取り崩しているといないとにかくわらず、当該未払金等.....</u>
(厚生年金基金からの給付等がある場合) 9-2-31 .....		..... <u>公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第5条第1項（存続厚生年金基金に係る改正前厚生年金保険法等の効力等）の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第1条（厚生年金保険法の一部改正）の規定による改正前の厚生年金保険法（以下この章において「旧効力厚生年金保険法」という。）.....</u>	(厚生年金基金からの給付等がある場合) 9-2-31 .....		..... <u>厚生年金保険法</u> .....
(厚生年金基金からの給付等がある場合の不相当に高額な部分の判定) 9-2-42 .....		..... <u>旧効力厚生年金保険法</u> .....	(厚生年金基金からの給付等がある場合の不相当に高額な部分の判定) 9-2-42 .....		..... <u>厚生年金保険法</u> .....

改	正	後	改	正	前
		(廃止)			<u>第11款 株式譲渡請求権に係る自己株式の譲渡</u>
		(廃止)			<u>(株式譲渡請求権の意義)</u> <u>9－2－54 令第136条の3(株式譲渡請求権の行使があった場合の所得の計算)</u> に規定する株式譲渡請求権は、商法等の一部を改正する等の法律(平成13年法律第79号)第1条(商法の一部改正)の規定による改正前の商法第210条ノ2第2項(取締役又は使用人に譲渡するための自己株式の取得)の決議に基づいて付与したものに限られるのであるから、商法上有効な決議に基づかず付与された株式譲渡請求権及び商法上有効な決議の内容に従わないで付与された株式譲渡請求権に基づく権利行使については、令第136条の3の規定の適用がないことに留意する。

#### 四 保険料等

改	正	後	改	正	前
		(社会保険料の損金算入の時期)			(社会保険料の損金算入の時期)
9－3－2 .....			9－3－2 .....		
(1) .....			(1) .....		
(2) 旧効力厚生年金保険法.....			(2) 厚生年金保険法.....		
(注) .....			(注) .....		

## 五 収益事業の範囲

改	正	後	改	正	前
(日本赤十字社等が行う医療保健業) 15-1-57 ..... .....ルまで及び <u>カ</u> .....			(日本赤十字社等が行う医療保健業) 15-1-57 ..... .....ヲまで及び <u>ヨ</u> .....		
(専ら学術の研究を行う公益法人等) 15-1-59 令第5条第1項第29号ル (1) ..... (2) .....			(専ら学術の研究を行う公益法人等) 15-1-59 令第5条第1項第29号ヲ (1) ..... (2) .....		

## 六 特定同族会社の特別税率

改	正	後	改	正	前
(還付金額が所得等の金額に算入される時期) 16-1-5 ..... .....所得税額等の還付金額 <u>、法第80条</u> .....法人税額の還付金額又は地方法人税法第23条(欠損金の繰戻しによる法人税の還付があった場合の還付)の規定による地方法人税額の還付金額は、..... (注) .....			(還付金額が所得等の金額に算入される時期) 16-1-5 ..... .....所得税額等の還付金額又は <u>法第80条</u> .....法人税額の還付金額は、..... (注) .....		

## 七 外国税額の控除

改	正	後	改	正	前
(評価損益等の配賦)			(評価損益等の配賦)		
16-3-17 .....			16-3-17 .....		
(1) .....			(1) .....		
(2) .....			(2) .....		
(3) .....			(3) .....		
.....法第 62 条の 9 第 1 項.....			.....法第 62 条の 9 第 2 項.....		
(4) .....			(4) .....		
(損金の額に算入されない寄附金、交際費等)			(損金の額に算入されない寄附金、交際費等)		
16-3-19 .....			16-3-19 .....		
.....措置法第 61 条の 4 第 1 項又は第 2 項.....			.....措置法第 61 条の 4 第 1 項.....		
(事業の区分)			(事業の区分)		
16-3-29 .....			16-3-29 .....		
(註) .....			(註) .....		
.....「673 共済事業、少額短期保険業」.....			.....「673 共済事業・少額短期保険業」.....		

## 八 国内源泉所得

改	正	後	改	正	前
(振替公社債等)			(振替公社債等)		
20-1-10 .....			20-1-10 .....		
.....廃止前の社債等登録法.....			.....社債等登録法.....		